

# 宮城県公報

行 政  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

○平成四年宮城県告示第五百四十一号(非常勤職員公務災害補償等条例に基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額)の一部改正	(職員厚生課)	一
○指定管理者の変更の届出	(自然保護課)	二
○生活保護法による医療機関の指定	(社会福祉課)	二
○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	(同)	二
○生活保護法による施術者の指定	(同)	二
○指定管理者の変更の届出	(畜産課)	三
○県営土地改良事業の工事の完了	(農村振興課)	三
○土地収用法に基づく事業の認定	(用地課)	三
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(防災砂防課)	五
○土砂災害警戒区域の指定	(同)	六
○土地改良区の定款変更の認可	(北部地方振興事務所)	六
○土地改良区の定款変更の認可	(東部地方振興事務所)	六
○発行行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	六
○教育委員会定例会の開催		七
○参議院宮城県選挙区選出議員選挙において政見放送を行うことができる 基幹放送事業者及び政見放送の回数		七
○宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示		七

ページ

## 告 示

### 内水面漁場管理委員会

○コイヘルペスウイルス病に係る指示  
○オオクチバス、コクチバスその他オオクチバス属の魚類及びブルーギルの再放流の禁止

正 誤

○宮城県公報第二四五二号中

八 八 八

○宮城県告示第四百二十一号  
平成四年宮城県告示第五百四十一号(非常勤職員公務災害補償等条例に基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額)の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。  
平成二十五年五月十日

表を次のように改める。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

年 齢 階 層	最 低 限 度 額	最 高 限 度 額
二十歳未満	四、五〇三円	一一、九三五円
二十歳以上二十五歳未満	五、〇〇七円	一二、九三五円
二十五歳以上三十歳未満	五、六一八円	一三、六三四円
三十歳以上三十五歳未満	六、一一二円	一六、一三〇円
三十五歳以上四十歳未満	六、五二七円	一八、五三五円
四十歳以上四十五歳未満	六、七四一円	二一、九一一円
四十五歳以上五十歳未満	六、八六一円	二四、四五五円
五十歳以上五十五歳未満	六、四七九円	二四、九九五円
五十五歳以上六十歳未満	五、八一一元	二三、一七一円
六十歳以上六十五歳未満	四、六八三元	一九、八一六円

六十五歳以上七十歳未満	三、九五〇円	一四、三七六円
七十歳以上	三、九五〇円	一二、九三五円

○宮城県告示第四百二十二号

公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年宮城県条例第四十三号）第七条の規定により、指定管理者から次のとおり変更の届出があった。

平成二十五年五月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

宮城県伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター

二 変更事項

指定管理者の名称

変更後	財団法人宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団
変更前	公益財団法人宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団

三 変更年月日

平成二十五年四月一日

○宮城県告示第四百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

平成二十五年五月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名称	かくだ耳鼻咽喉科クリニック	所在地	角田市角田字町百九十二	指定年月日	平成二十五年四月一日
	やまと在宅診療所登米		登米市迫町佐沼字下田中二十五		平成二十五年四月一日

宮城県リハビリテーション支援センター附属診療所

名取市美田園二一四

平成二十五年四月一日

穂波の郷弓歯科医院

大崎市古川穂波七十四十八

平成二十五年二月二十二日

目黒歯科医院

塩竈市宮町一十九

平成二十五年三月二十二日

そごう薬局角田店

角田市角田字町百九十四一

平成二十五年四月一日

○宮城県告示第四百二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十五年五月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名称	穂波の郷弓歯科医院	所在地	大崎市古川穂波七十四十八	廃止年月日	平成二十五年二月二十一日
	藤江歯科医院		石巻市南中里一四一二十一		平成二十五年一月二日
	目黒歯科医院		塩竈市宮町一十九		平成二十五年三月二十一日
	有限会社大場薬局		大崎市岩出山字二ノ樞六十七		平成二十五年三月十日
	内科小児科鳴子医院		大崎市鳴子温泉字湯元二七一三		平成二十五年四月八日

○宮城県告示第四百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、施術者として次のとおり指定した。

平成二十五年五月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名（施術所の名称） 板橋 輝久 （整骨院リリーフ）	施術所の所在地 仙台市青葉区中山六-11-13	指定年月日 平成二十五年四月一日
野田 康二 （駅前整骨院のだ）	巨理郡巨理町字道田西四十五-1	平成二十五年四月八日

○宮城県告示第四百二十六号

公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年宮城県条例第四十三号）第七条の規定により、指定管理者から次のとおり変更の届出があった。

平成二十五年五月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

宮城県岩出山牧場

二 変更事項

指定管理者の名称

変更後 公益社団法人みやぎ農業振興公社	変更前 社団法人宮城県農業公社
------------------------	--------------------

三 変更年月日

平成二十五年四月一日

○宮城県告示第四百二十七号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十五年五月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区名 下谷岐	事業の名称 ため池等整備事業	工事完了年月日 平成二十五年三月二十二日
------------	-------------------	-------------------------

○宮城県告示第四百二十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十條の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成二十五年五月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 起業者の名称 気仙沼市

二 事業の種類 気仙沼市立新病院建設事業

三 起業地

1 取用の部分 気仙沼市赤岩杉ノ沢及び赤岩平貝地内

2 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

次のとおり、法第二十条各号に規定する要件を充足するものと認められる。

1 第一号要件 気仙沼市立新病院建設事業（以下「本件事業」という。）は、地方公共団体（気仙沼市）が設置する病院に関するものであり、法第三号第二十四号に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足するものと認められる。

2 第二号要件 本件事業の起業者である気仙沼市は、地方公共団体であり、本件事業に係る予算措置も講じられていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると判断される。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足するものと認められる。

3 第三号要件

(一) 本件事業の施行により得られる公共の利益について

県は、平成二十四年二月に「宮城県地域医療復興計画」を策定し「気仙沼市立病院は気仙沼医療圏における中核的な病院であり、二次救急、分娩、人工透析などを担うほか、地域周産期母子医療センター、感染症指定医療機関、臨床研修指定病院など、診療や医療連携の拠点として今後とも十分な機能の発揮が必要」であり、また「医療圏内唯一の災害拠点病院として、災害時の医療を支える役割も充実させる必要がある」とされているが「同病院は老朽化や施設の狭あいが問題とされており、東日本大震災前から移転の計画」が立てられていたものの「震災を受けて、施設設備充実による機能向上の必要性は一層高まっており、できる限り早期の移転新築を行う」ものとしている。

また、気仙沼医療圏においては、現在、東日本大震災後の医療機関の再開割合が約七十三パーセントにとどまる等、いまだに医療機能の回復が進んでおらず、医療提供体制が不十分であるため、住民の生命及び健康を守ることが十分にはできない状況が続いている。

このような状況にある中、本事業の完成により、中核的な病院として気仙沼医療圏を支える二次救急、災害拠点及び周産期母子医療センター等の機能強化並びに被災した地域で不足した医療機能や地域で応需できていない医療機能の補完に資することができることになる。特に、本事業により設置される病院（以下「新病院」という。）本体の免震化と新病院に合築する気仙沼市立病院附属看護専門学校（以下「看護専門学校」という。）の教室等を震災時の患者の避難場所として確保することなどにより、災害拠点病院として災害時の受け入れ態勢に万全を期することができることになる。

したがって、本事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(二) 本事業の施行により失われる利益について

本事業は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び環境影響評価条例（平成十年宮城県条例第九号）に規定する環境影響評価が義務付けられた事業には該当していない。

起業者が平成二十四年五月及び同年八月に行った現地調査では、過去に確認されていた文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）に規定する特別天然記念物に指定されている「カモシカ」や絶滅のおそれのある野生動物種の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）に規定する国内希少野生動物種に指定された「オオタカ」は確認されなかった。また、環境省レッドリスト及び宮城県レッドリストに掲載された準絶滅危惧種である猛禽類の「ハチクマ」の移動飛翔が確認されたものの、本事業予定地である樹林地に降り立つことはなかった。この調査結果と周囲が住宅地、国道等である生態環境を考慮すると、本事業予定地は、猛禽類の安息な生育場となっていない可能性が高いと考えられ、また、大規模な山地との連続性もないことから、大型哺乳類の継続的な生息も困難と考えられる。

また、本事業予定地の一部は、文化財保護法に規定する埋蔵文化財包蔵地として周知されているが、気仙沼市教育委員会から、発掘調査の結果、遺跡の痕跡は確認されなかったため、起業地編入には異議ない旨の回答を受けている。なお、その際「当該地は産金遺構の可能性があるため、今後引き続き、現地確認及び樹木伐採後の試掘等の調査を要する」旨を申し添えられており、起業者も、慎重を期するため、工事着手前にさらに調査を行うこととしている。

さらに、起業者は、本事業の施行に当たって、工事施工業者に対して大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）や騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）など関連する法律に定める規制基準を遵守した施工計画を提出させ、周辺住民の安全及び安心に努めていくこととしている。

したがって、本事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

(三) 事業計画の合理性について

新病院については、気仙沼市内の将来推計患者数に基づき、新病院の想定シェア率、病床利用率及び平均在院日数並びに回復期リハビリテーション病棟分の増加計画を踏まえて算出した新病院の病床数と新病院と同規模の十三病院における一床当たりの平均面積から延床面積を算出し、さらに、透析センターの配置等による所要面積の増加を考慮して新病院の延床面積としている。看護専門学校については、教室等を災害時における患者収容スペースに利用するため、新病院に合築することとし、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和二十六年文部省・厚生省令第一号）及び専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）に基づき必要諸室を計画している。駐車場については、だれもが住みよい福祉のまちづくり条例（平成八年宮城県条例第二十二号）に規定する一台当たりの駐車区画の寸法と気仙沼市立病院の年間利用状況から算出した必要な駐車台数を基にした計画となっている。ヘリポートについては、災害時の緊急搬送及びへき地緊急搬送のための場外離着陸場として位置付けられており「緊急離着陸場等設置指導基準」（消防庁）に定める基準に準じて計画している。なお、緑地については、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）に規定する基準等を遵守しながら、周辺住宅の環境保全にもできるだけ配慮する計画としている。

さらに、本事業は、気仙沼市内において新病院の建設が可能な一団の土地として選定された六候補地について比較検討を行い、交通の利便性、造成工事の効率性、事業費等総合的に最も合理的であることを理由に申請案を選定していることから、その選定は適切なものとして認められる。

したがって、本事業の事業計画は、合理的であると認められる。

(四) 比較衡量について

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると判断されるとともに、(三)で述べたとおり、本事業の事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと判断されることから、法第二十条第三号の要件を充足するものと認められる。

4 第四号要件

(一) 本事業を早期に施行する必要性について

3(一)で述べたとおり、東日本大震災後の気仙沼医療圏における医療機能の再開割合が約七十パーセントにとどまる等、いまだに医療機能の回復が進んでいない。また、気仙沼市立病院は、気仙沼医療圏内唯一の災害拠点病院として災害時の受入態勢を整えているものの、昭和五十六年の改正前の建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）に規定する基準に基づく建物が

全体の六割を占めているため、耐震性の低下と危険性が懸念されることから、災害時に災害拠点病院としての機能が十分に発揮できない可能性がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は、高いと認められる。

(二) 起業地の範囲及び取用又は使用の別の合理性について

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。また、取用の範囲は、全て本件事業の用に供される範囲にとどめられていることから、取用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を取用し、又は使用する公益上の必要があると判断されるため、法第二十条第四号の要件を充足するものと認められる。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

気仙沼市立病院（事務部新病院建設推進課）

○宮城県告示第四百二十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）

第六条第一項及び第八條第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成二十五年五月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

北沢3	赤這	末沢の5	末沢の4	小室沢	小室沢	南原沢	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造上の規制に必要となる事項に関する事	縦覧場所
土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	土石流	土石流			大崎市鳴子温泉字南原（次の図のとおり） 大崎市鳴子温泉字小室（次の図のとおり） 大崎市鳴子温泉字小室（次の図のとおり） 大崎市鳴子温泉字末沢（次の図のとおり） 大崎市鳴子温泉字赤這（次の図のとおり） 大崎市鳴子温泉字赤這（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県北部土木事務所
登米市登米町大字日根牛北沢（次の図のとおり）										次の図のとおり	宮城県土木部防災砂防課及び宮

北沢3	北沢2	平の沢	平の沢	平の沢	大慈寺沢	北の沢	大矢沢	内野沢2	大津麦沢	北沢の2	北沢の2	北沢の3	岩ノ沢	町裏	町下	町	長谷山の2	新田	金沢山	
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
登米市登米町大字日根牛北沢（次の図のとおり）	登米市登米町大字日根牛北沢（次の図のとおり）	登米市東和町米川山根（次の図のとおり）	登米市東和町米川山根（次の図のとおり）	登米市東和町米川山根（次の図のとおり）	登米市東和町米川字町裏（次の図のとおり）	登米市東和町米川字町裏（次の図のとおり）	登米市東和町米川字町裏（次の図のとおり）	登米市東和町米川字町裏（次の図のとおり）	登米市東和町米川字東綱木（次の図のとおり）	登米市登米町大字日根牛北沢（次の図のとおり）	登米市登米町大字日根牛北沢（次の図のとおり）	登米市登米町大字日根牛北沢（次の図のとおり）	登米市東和町錦織字岩ノ沢（次の図のとおり）	登米市東和町米川字町裏（次の図のとおり）	登米市東和町米川字町下（次の図のとおり）	登米市東和町米川字町（次の図のとおり）	登米市中田町浅水字長谷山（次の図のとおり）	登米市石越町南郷字新田（次の図のとおり）	登米市登米町字寺池金沢山（次の図のとおり）	

宮城県東部土木事務所 登米地域事務所



金沢山	急傾斜地の崩壊	登米市登米町字池金沢山（次の図のとおり）
道場の1	急傾斜地の崩壊	登米市登米町字池道場（次の図のとおり）
道場の2	急傾斜地の崩壊	登米市登米町字池道場（次の図のとおり）
道場の2	急傾斜地の崩壊	登米市登米町字池道場（次の図のとおり）
大柵の1	急傾斜地の崩壊	登米市豊里町大柵（次の図のとおり）
小川向	急傾斜地の崩壊	登米市登米町日根牛字小川向（次の図のとおり）
上町	急傾斜地の崩壊	登米市登米町登米寺池字上町（次の図のとおり）
館石	急傾斜地の崩壊	登米市津山町柳津字館石（次の図のとおり）
山ノ上	急傾斜地の崩壊	登米市迫町北方字大洞（次の図のとおり）
山ノ上の2	急傾斜地の崩壊	登米市迫町北方字大洞（次の図のとおり）
北沢の5	急傾斜地の崩壊	登米市登米町大字日根牛北沢（次の図のとおり）
北沢の6	急傾斜地の崩壊	登米市登米町大字日根牛北沢（次の図のとおり）
北沢の6	急傾斜地の崩壊	登米市登米町大字日根牛北沢（次の図のとおり）
北沢の6	急傾斜地の崩壊	登米市登米町大字日根牛北沢（次の図のとおり）
北沢の7	急傾斜地の崩壊	登米市登米町大字日根牛北沢（次の図のとおり）
大柵の2	急傾斜地の崩壊	登米市豊里町大柵（次の図のとおり）

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第四百三十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）

第六条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

平成二十五年五月十日

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
踏返2号沢	土石流	大崎市鳴子温泉字末沢（次の図のとおり） 石巻市北村字踏返一、同市北村字踏返二、遠田郡美里町練牛字新清水前（次の図のとおり）	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県東部土木事務所
館ノ沢	土石流	大崎市鳴子温泉字末沢（次の図のとおり）	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県東部土木事務所
院の沢	土石流	大崎市鳴子温泉字末沢（次の図のとおり）	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県東部土木事務所

宮城県知事 村 井 嘉 浩

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

○宮城県告示第四百三十一号

旧迫川右岸土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十五年四月三十日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十五年五月十日

宮城県北部地方振興事務所

所長 宮 崎 博 之

○宮城県告示第四百三十二号

登米市東和町土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十五年四月三十日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十五年五月十日

宮城県東部地方振興事務所

所長 大 内 仁

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工

区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十五年五月十日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

黒川郡富谷町明石字宮前八十八番、八十九番及び九十番並びに七十二番一、八十二番一、八十三番、八十四番、八十五番、八十七番一、九十一番、九十二番一及び九十三番一の各一部並びに八十五番地先の水の一部、同字下犬ヶ沢六番及び七番一の各一部(一の四工区) 黒川郡富谷町明石台二丁目二十二番地の十

富谷町明石台東地区共同開発事業体 代表 伊澤 隆平

### 教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十一号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第十三条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

平成二十五年五月十日

宮城県教育委員会

委員長 庄 子 晃 子

一日 時 平成二十五年五月十五日 午後一時三十分

二 場 所 教育委員会会議室

三 事 件

1 障害児就学指導審議会委員及び専門委員の人事について

2 宮城県社会教育委員の人事について

3 宮城県図書館協議会委員の人事について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会十五分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して

行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問合せ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県教育庁総務課総務班(電話〇二二二二二一三六一一)

### 選挙管理委員会

○宮選管告示第四十九号

第二十三回参議院議員通常選挙において、宮城県選挙区の選挙に関し、政見放送及び経歴放送実施規程(平成六年自治省告示第六十五号)第二条第七項の規定による候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる候補者一人当たりの政見放送の回数、次のとおりとする。

平成二十五年五月十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

テレビジョン放送	回数	ラジオ放送	回数
基幹放送事業者名	一	基幹放送事業者名	一
東北放送株式会社	二	東北放送株式会社	一
株式会社東日本放送			

○宮選管告示第五十号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年五月十日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程(昭和三十一年宮選管告示第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一岩切病院の項の次に次のように加える。

東北薬科大学病院

同 市宮城野区福室一丁目二番一号

別表第一の二宮城県社会保険介護老人保健施設の項の次に次のように加える。

介護老人保健施設葵の園・仙台 同 市太白区鉤取二丁目二八番一号

介護老人保健施設葵の園・柳生 同 市太白区柳生字台五七番地の一

附則

この告示は、平成二十五年五月十日から施行する。

内水面漁場管理委員会

○宮城県内水面漁場管理委員会指示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百零四条第四項の規定により、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の持出し及び移植並びに放流等について、次のとおり指示するものとする。

平成二十五年五月十日

宮城県内水面漁場管理委員会

会長 小野寺 秀 也

一 指示の内容

1 持出しの禁止

県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかったときは、当該水域においては、コイを持ち出してはならない。ただし、公的機関等がコイヘルペスウイルス病のまん延防止の処置に供する場合は、この限りでない。

2 移植の制限

県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかっている疑いがあると認められるときは、当該水域からコイを移植してはならない。

3 放流等の制限

(一) 県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面においてコイを増殖等の目的で放流しようとするときは、その放流しようとするコイについて、コイヘルペスウイルス病に係る次に掲げる要件のすべてに該当していることを確認しなければならない。

- (1) 汚染水域由来でないこと。
- (2) 汚染水域由来のコイと水を介しての接点がないこと。
- (3) PCR検査で陰性が確認されたコイ群であること。

(二) (一)の確認がとれないときは、その生死を問わず、公共用水面及びこれと接続一体を成す水面に遺棄してはならない。

4 適用除外

1から3までの指示は、宮城県内水面漁場管理委員会が特に必要と認めるときは、適用しないものとする。

二 指示をする期間

平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで

三 指示をする区域

県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す県内の水面

○宮城県内水面漁場管理委員会指示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百零四条第四項の規定により、水産動物の保護を図るため、次のとおり指示するものとする。

平成二十五年五月十日

宮城県内水面漁場管理委員会

会長 小野寺 秀 也

一 指示の内容

オオクチバス、コクチバスその他オオクチバス属の魚類及びブルーギルを採捕した者は、これらを探捕した水域に放してはならない。ただし、内水面漁場管理委員会が認めた者が試験研究に供する場合は、この限りでない。

二 指示をする期間

平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

三 指示をする区域

宮城県全域

正 誤

○宮城県公報第二四五二号（平成二十五年四月二十六日付け）中

ページ 段

一 上

後ろか

宮城県訓令甲第十一号

正

宮城県訓令甲第十二号

誤